

# 宿毛市公告第18号

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宿毛市契約規則（昭和45年規則第19号）第6条の規定により公告する。

令和5年5月8日

宿毛市長 中平 富宏



### 1 入札に付する事項

- (1) 入札するものの名称及び数量  
旅客船兼貨物船「すくも」の売却 1隻
- (2) 本船の概要

船名	すくも
船種	旅客船兼貨物船
船舶所有者	高知県宿毛市
船籍港	高知県宿毛市
船質	アルミニウム合金
長さ・幅・深さ	27.66m・6.20m・2.60m
総トン数	82トン
主機関	4サイクルディーゼル機関（S12A2-MTK）2機
竣工年月日	平成15年3月20日
係留場所	宿毛市片島 宿毛棧橋（宿毛湾港片島地区）

### 2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく宿毛市の入札参加制限を受けてない者
- (2) 船舶登記規則に基づく所有権移転登記が可能な者
- (3) 宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号）第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号）に基づく排除措置期間中でないこと。及び、同規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当しない者
- (5) 公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、資格（指名）停止等を受けてない者
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者。
  - ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

- イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者
- ウ. 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- エ. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

3 入札説明書及び契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年5月9日（火）から令和5年5月26日（金）
- (2) 場 所 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市役所3階 企画課  
宿毛市ホームページ

<https://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-05/34438.html>

4 入札参加申込書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和5年5月26日（金）17時15分
- (2) 提出場所 前記3の（2）に同じ
- (3) 提出方法 持参（土日祝日を除く、8時30分から17時15分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。当日消印有効。）

5 売却の条件

- (1) 落札者は宿毛市が契約締結の日から20日以内に売買代金を完納し、同日、本船を現況有姿で宿毛市片島宿毛棧橋で引渡しを受け、搬出するものとする。引渡しの際は、宿毛市は登記・登録等に必要の一件書類を落札者に引渡すものとする。引渡し後は、落札者が速やかに所有権移転登記及び各証明書の書換・登録申請を行うものとする。
- (2) 本船の所有権に係る移転登記は、現所有者宿毛市から落札者へ行うものとする。
- (3) 本船の所有権移転登記、各証書の書換・登録に係る費用、搬出等に係る費用は全て落札者が負担するものとする。

6 売払物件の引き渡し場所

- (1) 場 所 宿毛市片島 宿毛棧橋（宿毛湾港片島地区）
- (2) 日 時 落札者が売買代金を完納し、宿毛市がその事実を確認した日とする。

7 予定価格（最低売却価格）

本物件の売却に関する予定価格（最低売却価格）は、1,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

8 現地説明会

- (1) 日 時 令和5年5月19日（金）13時00分
- (2) 場 所 高知県宿毛市片島 宿毛棧橋 船舶「すくも」船内
- (3) そ の 他 参加希望者は事前に前記3の（2）まで連絡すること

9 入札保証金

- (1) 入札価格（消費税及び地方消費税含む。）の100分の5以上に相当する金額を、入札書の提出までに納付すること。なお、この入札保証金には利息は付さない。また、落札者の入札保証金は、この契約保証金に充当する。

- (2) 納付方法 入札書の提出までに、見積もった入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として、次の口座に納めること。

(振込先) 金融機関 四国銀行 宿毛支店  
口座番号 普通 0020657  
口座名義 宿毛市事務取扱担当者  
宿毛市会計管理者 佐藤 恵介

- (3) 納付確認 本市での会計処理が必要なことから、入金後は必ず電話又はメールにて、振込者及び振込金額を連絡すること。  
(電子メールでの提出の場合は、送信後に必ず電話にて受信確認を行うこと。)

e-mail : kikaku@city.sukumo.lg.jp

#### 1 0 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和5年6月5日(月)15時00分  
(2) 提出場所 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市役所3階 企画課  
(3) 提出方法 本人(又は委任状による代理人)による持参(土日祝日を除く、8時30分から17時15分まで。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

#### 1 1 開札日時および場所

- (1) 開札日時 令和5年6月5日(月)16時00分  
(2) 改札場所 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地  
宿毛市役所3階 会議室303  
(3) その他 立会は可能であるが、必須とはしない。

#### 1 2 入札の無効に関する事項

入札参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 1 3 入札における消費税の取扱い

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額を含んだ金額を入札書に記載すること。

#### 1 4 落札者の決定

- (1) 予定価格(最低売却価格)以上で、有効かつ最高価格の入札を行った者を落札者とする。  
(2) 予定価格(最低売却価格)で、有効かつ最高価格入札者が2名以上ある場合は、直ちに入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 1 5 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の10以上に相当する金額を契約締結の時までに納付すること。なお、この契約保証金には利息は付さない。  
(2) 納付方法 契約締結の時までに、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として、次の口座に納めること。

(振込先) 金融機関 四国銀行 宿毛支店  
口座番号 普通 0020657  
口座名義 宿毛市事務取扱担当者  
宿毛市会計管理者 佐藤 恵介

- (3) 納付確認 本市での会計処理が必要なことから、入金後は必ず電話又はメールにて、振込者及び振込金額を連絡すること。  
(電子メールでの提出の場合は、送信後に必ず電話にて受信確認を行うこと。)  
e-mail : kikaku@city.sukumo.lg.jp

#### 1.6 契約締結

落札者が、落札の日から10日以内に契約を結ばないときは、前項の契約保証金は市に帰属する。

#### 1.7 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は契約締結の日から20日以内に全額一括納付すること。

#### 1.8 留意事項

- (1) 落札者は、契約締結後に、本船に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできないものとする。
- (2) 売買契約締結から本船の引渡しまでに、本船が宿毛市の責めに帰することができない事由により滅失した場合は、本契約は無効とし、売買代金を落札者に返還することとする。
- (3) 本船引渡し後における一切の事故、損害等については、全て落札者の負担とする。
- (4) 落札者が本船を使用せず輸出等を行う場合は、輸出先がわかる書類を提出すること。
- (5) 引渡し後、落札者は係留に係る一切の手続きを行うものとし、係留費用及びその付帯費用は落札者負担とする。
- (6) 船舶「すくも」の船舶検査証の有効期間は令和5年4月18日までとなっており、物件引渡以降の船舶の移動に関しては臨時航行検査が必要となるので、落札者負担により対応すること。
- (7) 契約書に定めのない疑義が生じた場合は、契約当事者間で協議するものとする。